【注意事項】

◆令和９年１月１日時点で山辺町に住民登録している方について報告してください。

◆退職・パート・季節労働等の勤務形態や支払額の多寡に関わらず、令和８年中（令和８年１月１日から１２月３１日まで）に給与等を支払った方全員分を提出してください。令和８年中退職者で支払額が３０万円以下の場合も提出してください。

◆提出期限を過ぎてからの提出は、決定通知書の送付が遅くなり、本来よりも少ない回数で納付していただく場合がありますのでご注意ください。

◆この給与支払報告書に基づき、令和９年度町県民税特別徴収決定通知書を５月に送付します。提出後に退職、就職等で徴収方法が変更になった場合は、速やかに異動届出書等を提出してください。４月中旬までに提出された届書は、決定通知書に反映されます。

◆特別徴収税額に係る納期の特例を希望する場合は申請書（町ホームページ掲載）を提出してください。

◆租税条約の規定に基づき住民税の免除を受ける場合は、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しを添付してください。摘要欄への記載だけでは適用できません。

◆普通徴収への切替理由

A	給与の支払が不定期
B	退職者または退職予定者（５月末日まで）
C	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
D	事業専従者（毎月給与支給の場合を除く）

◆山辺町では、eLTAX による特別徴収に係る異動届出書や特別徴収義務者の所在地名称変更届の提出、個人町民税（特別徴収分・退職所得分）の電子納付にも対応しておりますので、ぜひご利用ください。また、従業員の方の確定申告の際は e-Tax の利用をご案内ください。

【eLTAX により提出する方へ】

◆提出後に訂正箇所があった場合は、**提出区分を「訂正」として**、速やかに再提出をお願いします。

◆**令和６年度から、**特別徴収徴収税額通知（特別徴収義務者用）に加え、**特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データを、eLTAX で受け取れるようになりました。**詳細は eLTAX のホームページをご覧ください。

【光ディスク等により提出する方へ】

注意点等については町ホームページをご覧ください。

【書面により提出する方へ】

◆提出後に訂正箇所があった場合は、訂正する方の給与支払報告書と総括表それぞれに**「訂正分」と朱書き**のうえ、速やかに再提出をお願いします。

◆給与支払報告書と共に源泉徴収票の提出があった場合は、返却せず当町で破棄します。

◆特定個人情報を含みますので、郵送する場合は、漏えい・紛失等の事故を防止するため、できるだけ追跡可能な簡易書留等による方法で提出してください。

◆前々年に税務署へ提出した源泉徴収票が３０枚以上である給与支払者は、eLTAX または光ディスク等による提出が義務付けられております。また、義務化の対象外である事業所におかれましても、事務効率化のため eLTAX の利用をご検討くださいますようお願いいたします。

◆eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを通じて電子的に地方税の申告、申請、納税ができるシステムのことです。山辺町では、給与支払報告書や異動届出書の提出、法人町民税の申告書提出、固定資産税の償却資産申告書提出、個人町民税特別徴収分・法人町民税の電子納付をご利用いただけます。ご利用の詳細は各ホームページをご覧ください。

【令和９年１月以降に提出する給与支払報告書について】

◆前々年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数**３０枚以上**である法定調書については、eLTAX または光ディスク等による提出が必要となります。

◆**令和７年中に提出した法定調書（令和６年分の源泉徴収票の提出）の枚数が３０枚以上となった事業所は、令和９年に提出する法定調書を eLTAX または光ディスク等により提出する必要があります。**